

○厚生労働省令第二十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十日

厚生労働大臣 長妻 昭

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二（二）中 東京検疫所鹿島出張所

神栖市東深芝

を

東京検疫所鹿島出張所
東京検疫所茨城空港

所 神栖市東深芝

出張所 小美玉市与沢

に改める。

附 則

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（二）出張所（第百十八条関係）			
名 称	位 置	名 称	位 置
(略) 東京検疫所鹿島出張所 東京検疫所茨城空港出張所 東京検疫所木更津出張所 (略)	(略) 神栖市東深芝 小美玉市与沢 木更津市新港 (略)	(略) 東京検疫所鹿島出張所 東京検疫所木更津出張所 (略)	(略) 神栖市東深芝 木更津市新港 (略)